

新型コロナウイルス感染症に関連する雇用調整助成金の申請を 社会保険労務士が支援します！！（要事前予約）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の申請を検討されている事業所等の方に社会保険労務士による申請手続きの助言を行ないます。

「雇用調整助成金の制度が変わって内容がよく分からない」、「休業手当の計算方法が分からない」、「休業をするときの注意点はあるの」など申請にあたってご不明な点がありましたらぜひご利用ください。 ※過去に相談されたことがある事業所の方も利用できます

雇用調整助成金（厚生労働省：長崎労働局）

●支給対象となる事業主

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

●助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も「緊急雇用安定助成金」の対象となります。

●助成額

平均賃金額×休業手当の支払率×国の助成率（※）

※企業規模や条件等により助成率が異なります。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。



雇用調整助成金

検索

■対象 雇用調整助成金を活用予定の県内に所在する事業所 など

■相談料 無料

■相談方法

1. 長崎県庁の相談窓口
2. 出張相談会
3. 企業に直接派遣

詳しくは裏面をご確認ください。

■アドバイザー 社会保険労務士

■申込方法 裏面の申込書に必要事項を記入し、令和2年6月30日（火）までに下記の宛先へFAXまたはメールで送信してください。
※FAXまたはメールによる送信が難しい場合は電話連絡でも受付します

■お申し込み・お問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

TEL：095-895-2714

FAX：095-895-2582

メール：adviser-n@pref.nagasaki.lg.jp



■相談方法

1. 長崎県庁の相談窓口

下記の日時・場所にて、社会保険労務士による相談会を実施します。

- 日時：毎週金曜日 9時00分～17時00分
(6月5日、6月12日、6月19日、6月26日)
- 場所：長崎県庁(長崎市尾上町3-1)

2. 出張相談会

下記の日時・場所にて、社会保険労務士による出張相談会を実施します。

会場	日時	場所
諫早	6月 3日(水) 10時00分～17時00分	諫早商工会議所 (諫早市高城町5-10)
宇久	6月 3日(水) 13時00分～17時00分 6月 4日(木) 9時00分～12時00分	宇久町商工会 (佐世保市宇久町平2524-23)
平戸	6月 5日(金) 10時00分～17時00分	平戸市商工会 (平戸市田平町山内免344-5)
島原	6月19日(金) 10時00分～17時00分	島原振興局 (島原市城内1丁目1205)
壱岐	6月22日(月) 13時00分～17時00分 6月23日(火) 9時00分～12時00分	壱岐市商工会 (壱岐市郷ノ浦町本村触490-9)
雲仙	6月24日(水) 10時00分～17時00分	雲仙市役所小浜総合支所 (雲仙市小浜町北本町14番地)
対馬	6月25日(木) 9時00分～12時00分	対馬市商工会本所(対馬市厳原町国分1441)
南島原	6月26日(金) 10時00分～17時00分	ありえコレジヨホール (南島原市有家町山川124)

3. 企業に直接派遣

都合により、上記1. 2を利用できない場合は、社会保険労務士が訪問して相談を受けます。

- 日時：申込み後に、社会保険労務士より直接連絡を行い、日程を調整します
※申込状況により、派遣まで時間を要する場合があります
- 場所：申込事業所の事務所等(場所については、社会保険労務士と直接調整をお願いします)

申込書

申込企業名		主な業種	
所在地		担当職・氏名	職
主な連絡先			氏名
相談方法	1. 県庁相談 2. 出張相談 3. 派遣 希望する相談方法を○で囲ってください		
希望相談日時	1. 県庁相談、2. 出張相談の場合は、希望する会場・日時をご記入ください。 希望会場： 希望日にち： 希望時間： ※決定後に面談時間をご連絡いたします。		
申込理由等			